平成２４年（フ）第１８９号
大津市仰木の里２丁目６番４号
債務者　ＭＩＣ関西・ＭＩＣ―ＲＤ関西こと
梅川　明良
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９０号
滋賀県湖南市正福寺1315―１
債務者　菅沼　榮子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
大津市北比良841番地の１　ビーチサイド比良104号室、前住所大津市北比良16番地
債務者　藤野　郁彦
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８１号
広島県東広島市西条町寺家6395番地２　サンライフ市地Ａ106号
債務者　糸瀬　之徳
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７７号
広島市西区大芝２丁目４番２号
債務者　岸本眞由美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８２号
広島市中区八丁堀５番22号　メゾン京口門101号
債務者　早竹　直子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３号
福岡県久留米市東町486番地　光第２アパート１Ｆ
債務者　三島　康弘
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１５号
福岡県久留米市津福今町477番地96　県営津福今町団地５棟304号
債務者　對馬　雅美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１７号
福岡県小郡市三沢118番地11
債務者　橋口　浩志
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２３号
福岡県久留米市朝妻町２番17号
債務者　酒村　尚美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２４号
福岡県小郡市小郡2504番地
債務者　有岡　將子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２８号
福岡県久留米市津福本町111番地８　フォーブルハウス中園Ｃ202号
債務者　山口　美穂（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目54番10号　エントピア牧元201号
債務者　酒匂　寛治
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿児島市本名町2003番地１
債務者　奥平琢己こと　奥平　琢巳
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿児島市新照院町17番５号　ロイヤルシティ新上橋207号
債務者　舘田　厚志
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿児島市吉野町2767番地３　コーポ笹木201号
債務者　折田　哲志
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市坂元町40番30号　田原アパート201号
債務者　脇　　純雄
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係